

学校におけるいじめ防止への提言 — 教育組織のリスクマネジメント —

吉田道雄*

A Proposal for Preventing Bullying in Schools — Risk Management in School Organizations —

YOSHIDA Michio

(Received October 3, 2017)

集団力学と人間行動

集団の中で個々人々がどのように行動するか、それにはどのような力が働いているか、そして、個々人の関係や行動がどのように創られ、それが当人たちだけでなく、周りの人々にどのような影響を及ぼすか。また、そこに如何なる力が働いているのか。筆者が関わり続けてきた「Group Dynamics (集団力学)」、はこうした「人間集団」について探究し、その成果を現実の世界で応用することを目的にしている。したがって、その対象は「人間とそれが構成する集団のすべて」である。

その上で、筆者は「一人」の行動も「集団力学」の対象だと考えている。敗戦後から27年間にも亘ってグアム島に潜んでいた横井庄一陸軍軍曹や29年後までルバング島において「任務を継続」していた小野田寛郎予備陸軍少尉はいずれも「たった一人」で長い年月を生き抜いた。しかし彼等の「孤独な行動」を規定していたのは国の法であり、また社会の文化や規範であった。横井が帰国したのは1972年1月24日である。羽田空港に到着した横井の第一声が「横井庄一、恥ずかしながら生き長らえて帰って参りました」であったことはきわめて象徴的である。横井は軍人のとるべき行動規範が記された「戦陣訓 第八名を惜しむ」の「恥を知るもの強し。常に郷党家門の面目を思ひ、愈々奮励して其の期待に答ふべし。生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」を実直に守り続けてきたのであった。それはまさに社会から与えられたなすべき行動であり、そこからの逸脱は「郷党家門」にまで影響を及ぼすのである。このように「横井が一人で過ごした27年間」の「行動」は、家族までも含めた過去の社会とそこで展開した人間関係を前提にしてはじめて理解

できることになる。われわれはこの世に生を受けたときから別の世界へ旅立つまで「社会という集団」と関わり続けていく。自然科学の領域では「真空」が「実在」するが、人間にとって「真空」は想定すらできないのである。

集団力学といじめ

現実の問題解決に資する研究と実践を進める「集団力学」にとって、「一人」を含めた「あらゆる集団」において発生する事象の「すべて」がその対象になる。そうしたなか、学校における「いじめ」が含まれることは言うまでもない。そして、筆者はこの立場から学校におけるいじめについて仕事をしてきた。

その最初の関わりは1985年6月に熊本で開催された日本社会心理学会の「いじめに関する公開シンポジウム」であった。このときは熊本大学の鈴木康平氏(故人)・佐藤静一氏・篠原弘章氏との共同研究の一員として調査を実施した(鈴木・佐藤・篠原・吉田 1986)。それからすでに30年以上が経過した。このときすでに「いじめ」はシンポジウムで取り上げられるほど社会問題化していたのである。

その後も「いじめ」問題が解消されることはなく、さらに顕在化あるいは潜在化、深刻化し、マスコミが取り上げる件数も増加の一途を辿っている感がある。そして今日ではいじめを受けた子供たちが自ら命を絶つ事例が後を絶たない状況にまで至っている。こうした状況を踏まえ、文部科学省の「いじめの定義」も次第に修正が加えられてきた。さらに滋賀県におけるいじめ自死事件を契機に、2013年には「いじめ防止対策推進法」が交付された。

熊本県における「心のきずなを深めるシンポジウム」

こうした状況を踏まえ、熊本県教育委員会は2013年度から「心のきずなを深めるシンポジウム」を開

* 熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻：

〒860-0081 熊本市中央区京町本丁5番12号

催してきた。ここでその概略を見ておこう。

第1回 2013年（平成25年）6月8日

テーマ：いじめを許さない学校・学級を目指して

趣旨：「心のきずなを深める月間」の取組の一環として、児童生徒の発表等を実施し、小中学校の児童会生徒会が主体となる取組を、学校、家庭及び地域が一体となって支援し、いじめを許さない学校・学級づくりを推進する気運を高める。

参加者

- (1)公立小中学校の校長又は教頭
- (2)公立小中学校の生徒指導担当者
- (3)市町村教育委員会担当者
- (4)PTA関係者
- (5)児童生徒の発表者
- (6)各教育事務所生徒指導担当指導主事 他

日程（抜粋）

- (1)熊本県のいじめの現状報告と県教育委員会の取組
- (2)児童会生徒会の「いじめを許さない」宣言文に関する協議
①小学校の部 ②中学校の部
- (3)児童生徒による児童会生徒会の取組の発表
- (4)教職員による学校の取組の発表
- (5)「心のきずなを深める月間」標語の発表
- (6)「いじめを許さない」宣言文の発表

「その他」として、参加者には「シンポジウム後、各管内、各市町村、各学校で復講等を行い、『いじめを許さない』宣言文を活用し、いじめを許さない学校・学級づくりのための方策の普及に努めること」が求められている。

第2回 2014年（平成26年）6月14日

「テーマ」および「趣旨」は前年度と同じ。

「参加者」は、上記(1)～(4)までは前年度と同じ。これに、以下のメンバーが追加された。

- (5)行動計画・指標に関する協議を行う市町村立小中学校、県立学校の児童生徒
- (6)児童会生徒会の取組発表を行う市町村立小中学校、県立学校の児童生徒
- (7)高校生の運営スタッフ
- (8)参加を希望する市町村立小中学校、県立学校の児童生徒
- (9)教育庁関係課職員、各教育事務所生徒指導担当指導主事等

日程（抜粋）

- (1)平成25年度「いじめを許さない宣言文」の確認
- (2)「いじめを許さない行動計画・指標」に関する協議
①小中学生の部（行動計画の協議）
②高校生の部（行動指標の協議）
- (3)児童会生徒会の取組発表
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- (4)「心のきずなを深める月間」標語の発表
- (5)「いじめを許さない」行動計画・指標の発表

第3回 2015年（平成27年）6月13日

「テーマ」および「趣旨」は前年度と同じだが、「参加者」については、やはり若干の違いが見られる。

参加者

- (1)市町村立小中学校・県立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は生徒指導担当者

前年度までの(1)と(2)に県立学校関係者が加わり、主幹教諭・生徒指導担当者へと対象範囲が広がられた。

(2)の市町村教育委員会担当者および(3)PTA関係者に変わりはない。

また(4)協議を行う市町村立小中学校、県立学校の児童生徒は同じだが、新たに(5)協議のコーディネーター及びアドバイザー（熊本県いじめ問題対策連絡協議会を構成する機関・団体及び熊本県いじめ防止対策審議会委員から）が参加することになった。

(6)以下は前年度と同じである。

日程（抜粋）

- (1)協議（いじめを許さない宣言及び行動計画・行動指標の振り返りをとおして）
①小中学生の部 「心のきずなを深める5か条」
②高校生の部「生徒の立場からのいじめの防止等のための対策への提言」
- (2)「全国いじめ問題子供サミット」の報告（県立中学校）
- (3)児童会生徒会の取組発表
市町村立学校、県立学校（高等学校、特別支援学校）
- (6)「心のきずなを深める5か条」及び「生徒の立場からのいじめの防止等のための対策への提言」の発表

「その他」として、参加者には「シンポジウム参加後、各管内、各市町村、各学校で復講等を行うなど、いじめを許さない学校・学級づくりのための取組の

実践に努めること」とされている。その趣旨は同じ方向にあるが、「方策の普及」よりも「取り組みの実践」が強調されている。

さらに、「学校は、協議内容を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討すること。なお、市町村に対しては、市町村教育委員会を通じ、協議を踏まえた市町村いじめ防止基本方針の見直し又は策定を検討するよう依頼する」と記載された。これはシンポジウムにおける「協議」の成果を実践に活かすことを意識したものである。

第4回 2017年（平成29年）6月17日

第4回目は2016年4月14日と16日に発生した熊本地震のため、翌2017年に開催された。

「テーマ」は引き続き同じだが、「趣旨」は以下に見るようにかなりの修正が加えられた。

「心のきずなを深める月間」の取組の一環として、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の取組の実践発表や、教職員、教育関係者及び保護者等のいじめ問題に対する意識向上、とりわけいじめの重大事態の発生防止に資する講演等を実施し、学校と家庭、地域及び関係機関が一体となっていじめを許さない学校・学級づくりを推進する気運を高める。

それまでは、「児童生徒の発表等を実施し、小中学校の児童会生徒会が主体となる取組を…支援する」とされていた。そこでは「学校と家庭、地域学校、家庭及び地域」は「支援者」として位置づけられていた。これに対して、新たな趣旨では「教職員、教育関係者及び保護者等のいじめ問題に対する意識向上」が謳われている。児童生徒を支援することは当然として、大人の「意識改革」なくしては、学校におけるいじめの問題は解決の糸口さえ掴めないのである。また「いじめ防止対策推進法」に含まれる「重大事態」との文言も含まれた。

こうした「変化」そのものが、「いじめ」が社会全体で、その防止と解決にあたらなければならない深刻な問題になっていることを示している。

そして「参加者」は「(1)市町村立小中学校（義務教育学校を含む。）及び県立学校の校長又は副校長」で各学校のトップが対象になった。「(2)市町村教育委員会担当者」および「(3)PTA関係者」はこれまでどおりだが、新たに「(4)教育庁関係課職員、各教育事務所生徒指導担当指導主事 等」と「教育庁関係課職員」も含まれている。

日程（抜粋）

(1)実践発表

- ①天草市立有明中学校
- ②熊本県立北稜高等学校

実践発表はこれまでどおりだが、第4回は学校の管理職、市町村教育委員会、保護者が分科会に別れてそれぞれの立場に応じた研修を行った。

(2)分科会

- ①学校管理職部会（演習）
「いじめの重大事態への対応等について」
- ②市町村教育委員会部会（行政説明）
「『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』について」
- ③保護者部会（「親の学び」講座として）
「解決が困難ないじめ（疑いを含む）事案への対応について」

(3)講演

「児童生徒のいじめ防止と対応の基礎 - Never Ending Challenge -」

「その他」では、これまでと同様に「いじめ防止の取組み」と併せて、学校及び市町村が「(必要に応じて)学校いじめ防止基本方針の見直しを検討すること」も求めている。

学校におけるいじめ防止への提言

筆者は第4回目になる平成29年度「心のきずなを深めるシンポジウム」において「児童生徒のいじめ防止と対応の基礎 - Never Ending Challenge -」の演題で講演をし、その中で「いじめ防止と重大事態対応の基本」として「10個の観点」を提示した。ここでは、その具体的な内容を整理する。

1. 児童生徒、保護者への情報発信

健全な「危機管理」には問題が発生する前の適切な「リスクマネジメント」が不可欠である。人間が社会や集団の中で生きていく限り問題が起きるのは当然である。したがって、われわれ身の回りに問題があることが問題ではなく、問題があるにも拘わらずそれに気づかないことが問題なのである。さらに問題に気づいてもその解決に尽力しないことこそが問題なのである。さらに関係者全員で「問題発見力」を磨いていくことも求められる。

こうしたことから、学校は問題が発生してからではなく、日頃から様々な働きかけをし、児童生徒が相談したり、連絡したり出来る方法などについて検討しておかなければならない。またそうした情報を児童生徒や保護者にも発信し続けることが期待され

る。その際にも、児童生徒が理解できるものにするために配慮すべきである。そのためには図解マニュアルを作るなど、さまざまな情報発信を試みる必要がある。たとえば、児童生徒、保護者、教師が「参画」して「図解マニュアル」を作成することなども有効な方法だと考えられる。とりわけ子どもが「自分たちがアイデアを出して創った」「自分たちの気持ちがわかっている」と考えるマニュアルであれば、そこに書かれていることを尊重する意識が高まるだろう。

2. 日常からの関係づくり

教師は児童生徒が「何でも言える」「言ったら聞いてもらえる」と認識する関係を創ることが求められる。そこで重要になるのが教師の対人関係力である。それは指導内容に関する専門性に加えて身につけるべきものである。これが不十分であることから児童生徒との信頼関係を確立することができず、その結果として学級全体の活性化が阻害されている事例は枚挙のいとまがない。こうした状況下では児童生徒相互の関係にも問題が生じやすく、情報が確実に教師に伝えられることが抑制される。それによって、児童生徒間のいじめやその兆しの発見を遅らせ、対応が後手に回る可能性を高めるのである。このような状況を生み出さないために、教師は「対人関係力」を発揮して、児童生徒が「言いたいことが言える」「言ったら聞いてもらえる」関わりを創り上げていくことが求められているのである。

また、対人関係力は教師だけに求められるのではない。児童生徒がお互いに自分の考えや気持ちを発言し、それを受け止める。教師にはこうした関係を築き、それを通して相互に尊重し合う「風土や文化(常識)」を創り上げる「力」を育成するための働きかけを継続していくことが求められるのである。

筆者は、人間世界で発生するトラブルや事故の原因は「言いたかったが言えなかった」「言ったけれど聞いてもらえなかった」の2つに集約されると考えている。そして、それはいじめの問題にも共通しているのである。

3. 教師の問題に対する感受性の向上

いじめを含めて学校で発生する「重大事態(問題)」の遠因を探れば、それが小さな問題からはじまったことが明らかになる。それは「重大事故(Fatal accident)」1件の前に29件の「軽微な事故(Minor injuries and Property damages)」があり、さらに300件の「ヒヤリハット(Near misses and Scary moments)」が潜在しているというハインリッヒの法則

を引き合いに出すまでもなく、ほとんど例外が見出せないといえる。したがって、「問題が小さい」段階で適切な対応をとることが重大事故を防止するのである。学校におけるいじめもまったく同様で、いじめが重大事態に至らないために教師には小さな問題に気付く感受性が求められる。

「リスクマネジメント」の観点からは、確率が低いという理由で適切な対応を怠ったために取り返しの付かない事態に至った事例がきわめて多い。われわれは、何か異変を感じても「おそらく大丈夫」と「確率的」に判断する傾向がある。それは「確率の低い」ことに対応することは心身にもまた経済的にもコストがかかるからである。しかし、そのことで重大な事態が起きてしまえば、避けつつもりのコストを遙かに上回る負担を抱え込むことになる。それどころか組織の存続すら危うくなるのである。公教育の場である学校で存続そのものが問題になることはないにしても、児童生徒に与える影響は深刻で、なおかつその将来にも問題を残す可能性もある。

こうしたことから、いじめに関しても「確率よりも確実」の基本的姿勢をもつべきである。さらに、確率が低い事態への対応が空振りに終わることがあると、類似した事態が起きたとき「これまでなかったから」や「これまでもあったから」と考えて問題を過小評価するおそれがある。こうした発想は「リスクマネジメント」の基本理念に反するものであることを関係者間で認識しておく必要がある。

4. 管理職のリーダーシップ

いじめを防止し、問題が発生した際には迅速な対応でさらなる深刻な事態に至らないために校長が重要な役割を果たすべきことは言うまでもない。当初のきっかけが担任の対応に問題があったとしても、その後校長がとった不適切な対応が問題を大きくした事例は枚挙のいとまがない。それは校長のリーダーシップの問題でもある。また、校長の対応によってはいじめの被害者だけでなく、経験の浅い担任教諭を心身共に追い込んでしまう可能性もある。それがこれから活躍すべき人材を潰してしまうとすれば、個人の問題ではなく教育界としての損失である。それだけ管理職である校長や教頭の責任は重いのである。

ところで、一般的に組織の管理職が自分の部下たちに、問題の対応について「任せろ」とか「任せる」といった発言をすることがある。こうした「ことば」は、それだけを聞くと、リーダーシップを発揮している者として肯定的に評価される傾向がある。いわゆる「大物」で「太っ腹」な人物をイメージするの

である。しかし、それは日頃から部下とコミュニケーションを図り、信頼関係が築かれているという条件が満たされておく必要がある。そうした望ましい関係を前提にしない管理職の「任せろ」「任せる」は到底リーダーシップとは言えない。

担任のクラスでいじめ問題が起き、保護者との対応にも困難を抱えた。そんなとき校長から「任せろ」と言われれば気持ちも落ち着く。それはよかったのだが、その後の対応や経過についてフィードバックがない。そのうち保護者や関係者から担任として何をしているのかと詰問される、責められる。そんなとき「私は何も聞いていません」と言い訳することなど許されない。それが担任を窮地に陥れることは想像に難くない。校長としては担任を矢面に立たせないという善意に基づく行動であるかもしれない。しかし、それでも当事者に適切な情報が提供されなければ、そうした配慮が問題をさらに深刻化することになる。ここでは「情報共有化」が欠かせないのである。

また、「任せる」が責任を伴わない「丸投げ」になることは許されない。それは事実として「丸投げ」でないとしても、当該教師からそのように「認識」されないための配慮が必要なのである。そして「任される」のは「自分に対する信頼」の結果であると受け止められることが求められる。さらに、「丸投げ」ではないのだから、いつも教師の対応を見守っており、必要なときには十分なバックアップをするという意味が伝わっていることも欠かせない。

また校長は公務で多忙であっても、問題が発生した際には率先して動くことが求められる。それによって問題が解決したり、その糸口を見出せる可能性が高まるのである。保護者たちから「担任に任せっきりでなく校長が問題解決の先頭に立った」との評価を受けて事態が收拾されたケースがある。その一方で問題が深刻化した末に、「そもそも校長がいろいろな役職で忙しく、学校で見かけることも少ない」といった批判を受ける場合もある。それが客観的な事実に基づいたものであるか否かについては判断が必要だが、「そのように見られる関係」は問題解決にとって障害になることは明らかである。

ところで、組織において「トップダウン」が必要なことは言うまでもない。しかし、それだけでは単なる圧力によるマネジメントになってしまう。学校においてもトップである校長は、教師たちの声を受け止める「グラウンドアップ(吉田 2016)」の重要性を認識し、それを実現するリーダーシップの発揮が求められる。また、管理職は問題への対応について「個人を責めない文化」の醸成を目指すことにも

配慮する必要がある。こうした校長の態度と行動が、職員室においてお互いに「何でも言える」「言ったら聴いてくれる」雰囲気を作り上げるのである。

5. 情報の共有化

職員室では情報を「共有化」し「共援化」をはかること。ただし、その際の集団的守秘義務については明確な基準を設定し、それを遵守する堅固な規範意識と行動が求められる。すべての教師が情報を共有化することで、当該児童生徒のきめ細かい観察と情報収集が可能になり、その結果として効果的な声掛けを含めた働きかけが実現する。

6. 教育委員会への情報提供と協働

そもそも組織は「問題が発生しない」ために可能な限りの措置を執っておくことが求められる。それが「リスクマネジメント」の基本である。それでも問題は発生してしまう。それは不断に活動を続ける人間組織の宿命でもある。まったくリスクを伴わない活動はあり得ない。むしろ様々なリスクが想定されるのは、それだけ重要な仕事をしていると言うべきだろう。そして組織としては万全の対策をとっているつもりであっても事故が起こってしまった場合には、その後の対応が問題になる。それは狭義の「危機管理」である。そこでとりわけ重要になるのが初期対応である。学校における重大事態の発生に際しても、当初の対応が不適切であったために取り返しのつかない状況に陥ったケースはめずらしくない。

こうした事実を踏まえれば、とりわけいじめに関しては学校が独自に問題解決を図ろうとすることはきわめて困難なのである。それはいじめられた児童生徒の保護者の立場からは、最初から学校そのものが「いじめの当事者」と見られることが少なくないからである。もちろん、どんな問題でも「当事者同士」で解決されることが期待される。しかし、それができないからこそ、様々な問題が表面化し、当事者では解決できないほど深刻化してしまうのである。こうした事態を避けるためにも、より早い段階から、「学校」と問題の発生に関わった児童生徒とその保護者である「当事者」に加えて「第三者的」立場としての教育委員会への情報提供とそこからのサポートを得ることが不可欠になってくる。それもタイミングを逸すれば、関係した児童生徒や保護者からは、教育委員会も「学校側」と認識されてしまう。

7. 情報の客観性の保証

いじめの問題は、当事者間で「言った」「言わない」といったことから深刻化し、その解決が困難になる

ケースが少ない。こうしたトラブルの生起を回避するために、「当初」から第三者を立ち合わせることも情報の客観性を高めるための有効な手立てである。ここで「当初」とは、たとえば1、2回の話し合いで決着しなかったり、お互いの意見が食い違ったりした場合である。あるいは、「直感的」に結論を得ることが困難だと判断されたときである。いずれにしても、「早い段階」でということだ。そもそも、いじめ問題で保護者と学校側が話し合いをする状況では、すでに両者が「当事者」なのである。それでは「言った」「言わない」についての「客観的」判断すらできない。

ところで、その「第三者」はどのような立場の者が適切だろうか。いじめ問題に関しては外部の専門家を含またいわゆる「第三者委員会」が設置されることがある。しかし、これは重大事態が発生するなど、問題が深刻化し、当事者で解決できなくなつてから立ち上げられるものである。ここで提案している「第三者」とはそうした事態の発生を防止するために役割を果たすのである。

それではその「第三者」とはどのようなものが考えられるか。たとえばPTAの保護者や学校評議員、また学校運営協議会委員などから選ぶことができる。あらかじめそうしたメンバーを数名ほど登録しておくのである。それは、学校における問題事態に対応する「人材バンク」といったものになる。ただし、問題が生じている当該学校の「人材」は「当事者」に近く、「第三者」としての客観性が担保できないことも考えられる。そうした問題を解決するために、たとえば隣接校区間で「第三者」を提供し合うといった、当事者の信頼が得られると同時に客観性も期待できる方法を採用することも考えられる。

いずれにしても、「早期」に「第三者」の同席を得て話し合いや情報交換を進めることで、問題の深刻化を回避することが可能になるのではないか。

8. 情報の透明化と誤情報の伝播防止

問題が起きると、関係者の間で確たる根拠に基づかない情報が生まれがちである。いわゆる流言が発生するのである。それは、日常の会話の中で拡散することが少なくない。そうした情報はさらに単純化されたり、強調されたりしながら、関係者の間で「事実」とされてしまう。こうした事態を回避するためにも、可能な限り迅速でオープンな情報提供に努める必要がある。また、ここでも「第三者」が役割を果たす可能性もある。つまりは「利害関係のない者」としての立場から、「当事者たち」に広まった「事実」について情報を収集し、客観的な評価を行うのであ

る。

なお、こうした問題では「学校が事実を隠している」といった認識と評価が生まれやすいことも理解しておかなければならない。そうした不信感が事実と異なる流言の発生につながることもある。また、これは「透明性」への期待でもある。それを実現するためにも、「第三者」が関わることで、学校としても必要な情報を可能な限り提供できる素地が生まれる可能性が高まるのではないか。

9. 当事者の話し合いのルール作り

すでに、当事者の話し合いにおいては、ある程度早い段階から「第三者」が立ち合うことの必要性を検討したが、そうした状況下では、お互いに情報の客観性を保証するという趣旨から、「録音」について合意することを基本的な手続きとして考えていい。今日では事前の了解を得ないで会話が録音される事例も少なくない。こうした、いわば「こっそりと一方的に録音する」のではなく、お互いが重要な「記録」として納得しておくことが期待される。さらに、そうした手法を採用する場合には、たとえば記録の保存、消去についての手続きについてもあらかじめ基準を設置し、マニュアル化しておくことも重要である。

10. 環境・状況整備

当事者との話し合いや面談を行う場合、その物理的環境が及ぼす心理的な影響についても日頃から検討しておく必要がある。当事者自身や取り扱われる内容、その程度などによって、校長室、教室、保健室、相談室など、状況に応じて適切な選択をすることが求められる。

とりわけ校長室は学校にとっては施設の一部であったとしても、その部屋の雰囲気が関係者に与える影響は一様ではない。こうした場合は、学校側が複数の場所を提示し、当事者である児童生徒や保護者たちが選択するといった配慮も求められる。そのような対応だけでもお互いの信頼関係を築く契機になるのである。

引用文献

- 文部科学省(2012). いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査結果について(概要).
- 文部科学省(2013). 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 文部科学省ホームページ.
- 鈴木康平・佐藤静一・篠原弘章・吉田道雄(1986) いじめの

- 社会心理学的研究 熊本大学教育工学センター紀要, 3, 97-115.
- 吉田道雄 (2014) 人間行動における差別といじめ 熊本大学教育実践研究, 31, 171-176.
- 吉田道雄 (2016) 安全文化醸成とリーダーシップ: 「集団化学」の視点から JAEA, 59(6), 4-7.